

FLESPEEQ Web Accessサービス契約約款

実施 令和5年6月1日

この契約約款は、日本通信ネットワーク株式会社が提供するFLESPEEQ Web Accessサービスの内容および利用条件について定めたものです。

(総則)

- 第1条 FLESPEEQ Web Accessサービス契約約款（以下「本約款」といいます）は、株式会社網屋（以下「網屋」といいます）と日本通信ネットワーク株式会社（以下「当社」といいます）間で締結された網屋のサービス「Verona」に関するOEM契約により、当社が提供するFLESPEEQ Web Accessサービス（後記第2条(1)号に定義し、以下「本サービス」といいます）を、お客様（後記第2条(2)号に定義）が利用する際の条件を定めることを目的とします。
2. お客様は、本約款に同意した上で、本約款に従って本サービスを利用することができます。本約款に同意しない場合、本サービスを利用することはできません。
 3. 当社は、本約款に関する個別の規定、特約等（以下「個別規定等」といいます。）を別途定めることがあります。この場合、個別規定等は本約款の一部を構成するものとします。本約款と個別規定等との間に齟齬が生じた場合、個別規定等が本約款に優先して適用されるものとします。なお、網屋が定める「クラウドサービスセキュリティガイドライン」は、本項に定める個別規定等に含まれるものとします。
 4. 当社は、当社所定の方法によりお客様に通知することにより、本約款及び個別規定等を変更することがあります。その場合には、料金その他の本サービス提供条件は変更後の規定によります。
 5. 当社は、情報セキュリティ上適切な対策を講じたうえで、本サービスの提供にかかる業務の一部を第三者に委託する場合があります。

(用語の定義)

第2条 本約款において、以下の用語は、それぞれ以下に定める意味を有するものとします。

- (1) 「本サービス」とは、当社がFLESPEEQ Web Accessサービスとしてお客様に提供するサービスに関する一切を包括していいます。
- (2) 「お客様」とは、本サービスを利用する個人又は本サービスを自身の事業活動（本サービス又は類似商品の販売を基にした事業活動を除く。）に利用する法人・組織をいいます。
- (3) 「本サービス製品」とは、後記第4条(1)～(3)号の機器・ソフトウェアを包括していいます。
- (4) 「契約期間」とは、お客様が本サービスを利用する期間をいいます。

(契約種類)

第3条 本サービスの契約種類は次の3 つです。

- (1) 後記第4条(1)号の通信機器の買取契約（以下「買取契約」といいます）
- (2) 後記第4条(1)号の通信機器のレンタル契約（以下「レンタル契約」といいます）
- (3) 上記(1)(2)に該当しないソフトウェア・クラウドゲートウェイ・Verona SASEの契約（以下「サブスクリプション契約」といいます）

(サービスの範囲)

第4条 本サービスとは、次の各号のサービスをいいます。但し、お客様が通信キャリア等と契約したインターネット通信回線は、本サービスの対象外とします。

- (1) 通信機器の販売／レンタル（次号のソフトウェアと併せ、以下包括して「通信装置」といい、装置名を「Verona Edge」といいます）
- (2) ソフトウェア（以下「Verona Client」といいます）のライセンス供与
- (3) DNS Security Client、Verona SASE等、本サービスに関連するその他サービス
- (4) 通信・セキュリティ設定サービスおよびその他オプションサービス
- (5) 本サービスに関する保守サポート

(契約の成立と契約期間)

第5条 本サービス利用希望者が、本約款および個別規定等に同意したうえで、当社所定の書式にて本サービスの利用を申し込み、当社がそれを承諾した時点で契約が成立するものとします。

2. 契約開始日は、後記第6条の本サービスの引き渡しが完了した日とします。
3. 契約終了日は、お客様からの本サービス解約通知を当社が受領した日の翌月末日とします。
4. 契約開始日から契約終了日までを契約期間とします。
5. 「評価」種別で利用申し込みをした場合は、評価機等を貸し出すため、後記第8条の初期費用、サービス料金は発生しません。評価機返送にかかる費用は評価利用者の負担とします。

(本サービスの引渡し)

第6条 当社はおお客様に対し、第4条(1)号の通信装置をお客様ご指定場所に当社所定の手段にて届けます。

2. 第4条(2)(3)号のサービスは、お客様にライセンスまたはキーを発行することで引き渡しをするものとします。
3. 本サービスの引き渡しは、お客様が利用する本サービス製品に係る前二項の通信装置、ライセンスまたはキ

ーを受領したことにより完了（以下「納品」といいます）します。

（保守サポートの受付時間帯）

第7条 本サービスにおける電話、メールによる第4条(5)号の保守サポートの受付時間帯は、土日祝日及び、当社が定める年末年始休暇並びに休業日を除く、平日 9 時00 分より17 時00 分までとします。尚、メールによる時間外のお問合せは、回答が翌営業日以降になります。

2. お客様がオプションサービスの24 時間365 日サポートをご契約されている場合は、前項の受付時間帯の制限はなく、いつでも電話、メールによる問い合わせができます。

（サービス料金のお支払）

第8条 お客様は、本サービスの初期費用と月額利用料金（以下、「サービス料金」といいます）を、当社と本サービスのご契約時に取り決めた額を、取り決めたお支払い方法に従って支払うものとします。なお、支払いの際の振り込み手数料はお客様の負担とします。

2. 初期費用は契約開始日の属する末日を締め日とし、翌月請求書を発行します。

3. サービス料金は本サービスの契約開始日の翌月 1 日から課金開始となります。各月末日を締め日とし、翌月請求書を発行します。

4. サービス料金は適用条件と有効期限が明記された見積書にて個別に提示します。

5. サービス料金には、第3条の契約種類毎にそれぞれ次の費用を含みます。

(1) 本サービスの契約種類が買取契約の場合、初期費用には通信装置代金、初期設定料、センドバック保守料（5年分）を、月額利用料金にはクラウド利用料、運用サポート料を含みます。

(2) 本サービスの契約種類がレンタル契約の場合、初期費用には初期設定料を、月額利用料金には通信装置利用料、クラウド利用料、運用サポート料、センドバック保守料をそれぞれ含みます。

(3) 本サービスの契約種類がサブスクリプション契約の場合、初期費用には初期設定料を、月額利用料金にはソフトウェア利用料、クラウド利用料、運用サポート料をそれぞれ含みます。

6. 支払期限は当社請求書発行日の翌月末日とします。

（契約期間）

第9条 本サービスの契約開始日は、納品月翌月1日とし、本条第2項の契約終了日までを契約期間とします。

2. 本サービスの契約終了日は、お客様からのサービス解約通知を、当社が受領した日が属する月の翌月末日とします。

3. 本サービスの最低利用期間は、本サービスの契約種類がレンタル契約またはサブスクリプション契約の場合は契約開始日から1年間となります。本サービスの契約種類が買取契約の場合は、最低利用期間の制限はあ

りません。

4. お客様は、最低利用期間の残余期間分のサービス料金を支払うことで、最低利用期間が経過する前においても本サービスを解約できるものとします。
5. 本サービスの契約種類が買取契約の場合、お客様は、本サービスを解約した後においても、当社に対してオプション費用をお支払いいただくことにより、解約済みの契約を再契約できるものとします。ただし、再契約を行った場合であっても、通信装置の引渡しを受けた日は、解約済みの契約において通信装置の引渡しを受けた日とします。

（Verona SASEの契約期間）

- 第10条 前条第1項および第2項にかかわらず、Verona SASEの契約期間は、納品月翌月1日から1年間とします。ただし、当該契約の契約期間は、契約期間満了日の2ヵ月前までにお客様および当社のいずれからも別段の意思表示のない場合、引き続き同一条件をもって更に1年間自動的に継続延長されるものとし、以後も同様とします。オプションサービスの期間についても同様とします。
2. お客様は、契約期間の残余期間分のサービス料金を支払うことで、契約期間が満了する前においてもVerona SASEの契約を解約できるものとします。

（遅延損害金）

- 第11条 お客様は、前条の第8条のサービス料金の支払を遅滞した場合は、支払期限の翌日から完済に至るまで、年利6パーセントの遅延損害金を支払うものとします。

（保証）

- 第12条 当社は、引渡時において本サービス製品をその目的に従った利用をした場合、正常に機能することを保証します。ただし、次の各号のときを除きます。
- (1) 事前のトライアル期間中に、当社または代理店に対して不具合を通知しなかったとき
 - (2) 事前のトライアル（動作確認）を実施せず、導入後に想定外の不具合が発生したとき
2. お客様が本サービスの引渡しを受けた日から5営業日以内に当社に対して不具合の通知をしなかった場合は、本サービス製品に契約不適合はなかったものとみなします。
3. 当社は、お客様がVerona SASEの契約タイプごとのユーザ（デバイス）数上限を超えてVerona SASEを利用した場合、通信速度の遅延の責任を負いかねます。

（通信装置の使用・保管）

- 第13条 お客様は、通信装置を善良なる管理者の注意をもって使用するものとします。

(通信装置の修理・交換)

- 第14条 当社は契約期間において、お客様が通信装置本来の目的に従った使用をしていたにも係らず、本条第2項(1)～(3)及び第14条に該当する以外の故障（お客様の環境に起因する通信の遮断、通信不良等を除きます）が発生した場合に限り、当社負担で通信装置の修理もしくは交換をします。
2. 以下の各号の一つに該当する修理、交換、保守サポート等の費用はお客様の負担となります。
- (1) お客様の過失に起因するとき、または、通信装置を分解、改造、改変などして、引渡時の原状を変更したとき
 - (2) 天変地異、その他不測の事態及び、通常の使用状態では起こりえない障害のとき
 - (3) 買取契約の時、通信装置の引渡しを受けた日から5年を超過した通信装置の故障のとき
 - (4) 本約款で定める時間帯以外の保守サポート作業のとき
3. レンタル契約の時、通信装置の高速化等、新装置の発売により現有装置からの切替・交換をご希望のお客様は、別途費用を申し受けます。
4. 前項に該当する通信装置の切替・交換が行われた場合、当該切替・交換完了日の属する月の翌月より、別途当社とお客様の合意に基づく月額費用が適用されるものとします。
5. 通信装置の修理・交換は先出しセンドバック方式とし、お客様から網屋へ通信装置を返送する際の費用はお客様負担で、網屋からお客様へ通信装置を送付する際の送料は網屋負担とします。
6. お客様の使用する通信装置と同一の機種による交換が困難な場合、お客様の使用する通信装置と同等の機能を有する別機種との交換となる場合があります。この場合においても、契約開始日は変動しないものとします。

(通信装置の滅失・毀損)

- 第15条 レンタル契約のお客様が、通信装置の紛失、盗難や、故意・過失を問わず壊した場合、お客様は当社に対し直ちにその旨を通知するものとします。なお、通信装置の紛失、盗難及び修理不能な破損のときは通信装置の代替費用を、修理可能な破損のときはその修理代金の実費を当社に直ちに支払うものとします。

(禁止行為)

- 第16条 レンタル契約のお客様は、次の各号の行為を行ってはならないものとします。
- (1) 通信装置を当社の承諾なく設置場所(現住所)から移動すること
 - (2) 通信機器を譲渡、担保に供すること、転貸または売却して第三者に利用させること
 - (3) 通信装置を分解、改造、改変などして、引渡時の原状を変更すること
2. 本サービスに関する特許権、著作権を含む知的財産権等の一切の権利は、網屋または網屋に対してその使用权を認めた原権利者に独占的に帰属します。本サービスに含まれるソフトウェアは、網屋がお客様に使用权

のみ許諾するものであり、お客様は、当該ソフトウェアに係る次の各号の行為を行ってはならないものとします。

- (1) 第三者へ譲渡、使用権の設定、その他第三者に使用させること
- (2) 複製、改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイル等、ソフトウェアに関する著作権その他の知的財産権を侵害する行為
3. 本サービス製品は暗号機能を含んでいる為、お客様が本サービス製品を国外に持ち出す際は、各国の貿易関連、その他の全ての法令を順守するものとし、あくまでお客様の責任において実施するものとします。なお、通信事情が各国で異なるため、本サービス製品の不具合以外の事由で通信の遮断、接続不良が発生したとしても当社は責任を負いかねますので、予めご了承ください。

(損害賠償請求)

第17条 お客様が本約款に違反して当社が損害を被った場合、当社はお客様に対して損害賠償請求をすることができるものとします。

(免責)

- 第18条 本約款は、本サービスを常に正常稼働させることを保証するものではありません。従って、当社は、本約款に別途定めるもののほか、第20条に定める利用の中止・停止、本サービス製品の不具合等によりお客様に生じる一切の損害について免責されるものとします。また、本サービス（マニュアル含む）の全部または一部にバグおよびシステム仕様上の解釈の相違が内在しないことを保証するものでもなく、本サービス（マニュアル含む）の全部または一部の機能がお客様の特定の目的に適合することやお客様が保有する環境で稼働することを保証するものでもありません。当社は、本サービス（マニュアル含む）の全部または一部の物理的な紛失、盗難、事故及び誤用等に起因するお客様の損害についても一切補償しません。
2. 当社が、契約不適合責任等に関して負う損害賠償責任の額は、お客様から受領したサービス料金の総額を超えないものとします。

(機密保持義務)

- 第19条 お客様と当社及び網屋は、本約款に基づき許諾されている場合を除き、本サービスの利用または提供に関連して相手方から、その方法・媒体を問わず開示または提供された技術上、営業上その他の業務上の情報（次項に定めるものを除き、以下「機密情報」といいます）を本サービスの目的の範囲内でのみ使用するものとし、かつ、機密情報を相手方の事前の書面による承諾がない限り、第三者に開示または漏洩してはならないものとします。
2. 以下の各号のいずれかに該当することを合理的に立証できる情報は、前項の機密情報に含まれないものとし

ます。

- (1) 相手方から開示・提供を受けた時点で既に公知であったか、または、相手方から開示・提供を受けた後に自己の責によらず公知となった情報
 - (2) 相手方から開示・提供を受ける前に既に適法に知得または所有していた情報
 - (3) 正当な権限を有する第三者から機密保持義務を負うことなく適法に取得した情報
 - (4) 機密情報と無関係に独自に開発した情報
3. 本条は第5条に定める契約期間中及びその前後を問わず適用されるものとします。

(利用の中止・停止)

- 第20条 当社は、当社及び網屋の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ない場合、又は本サービスにバグがあった場合には、本サービスの利用を停止または中止することがあります。
- 2 当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止または中止するときは、当社が別に定める方法により、あらかじめそのことをお客様にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

(契約の解除)

- 第21条 お客様が、次の各号の1つに該当した場合、何等の催告なく一方的通告をもって本サービスの契約を解除することができるものとします。また、直ちに本サービスの契約を解除しない場合であっても、書面によって解除権を放棄しない限り当該解除権は消滅しないものとします。
- (1) 第8条のサービス料金の支払いを一回でも遅延したとき
 - (2) 本約款又は個別規定等の1つにでも違反したとき、又は、当社に対する重大な過失または背信行為があったとき
 - (3) 財産の主要な部分について差押えを受け、または管財人が選任されたとき
 - (4) 破産手続開始、会社更生手続開始、民事再生手続開始、特別清算開始その他これらに類する法的倒産手続の申立てを受け、若しくは自ら申立てをしたとき
 - (5) 監督官庁から営業停止、営業取消等の行政処分を受けたとき、営業の廃止、解散をしたとき、または営業の全部若しくは重要な一部を第三者に譲渡したとき、他の会社との合併、会社分割、株式移転若しくは株式交換、または株式譲渡により会社の支配権に移動が生じるなど、本約款の履行に悪影響を及ぼすと当社が合理的に判断したとき
2. お客様及び当社は、自らが反社会的勢力（暴力団、総会屋その他の反社会的な団体または個人）でないこと若しくはなかったこと、および反社会的勢力と目的の如何を問わず、資本関係、取引関係、人的関係等がないこと若しくはなかったことを表明保証し、もし相手方がこれに違反すると合理的に判断した場合は、相手

方に対して何らの催告を要せず、直ちにお客様と当社間で締結した取引に係る一切の契約類の全部または一部を解除することができるものとします。

3. 前2項の規定により本サービスの契約が解除され、解約した当事者に損害が発生した場合、解約した当事者は相手方に対し損害の賠償を請求できるものとします。また、当社が前項の表明保証に違反し、本サービスの契約が解除された場合を除き、お客様は契約期間の残余期間に応じたサービス料金の一切を、当社に直ちに支払うものとします。

（契約終了後の返却義務）

第22条 レンタル契約のお客様は、本サービスの契約が解除・終了した場合、次の各号の義務を負うものとします。

- (1) お客様は契約終了後、当社の指示に従い速やかに通信装置を返却するものとし、返却に要する費用はお客様負担とします。
- (2) 前号の期間内に通信装置が当社に返却されない場合、当社はお客様に対して通信装置が返却されるまでの間、サービス料金を請求することができると同時に、違約金を請求することができるものとします。

（準拠法及び合意管轄）

第23条 本約款は日本国内法を準拠法とし、本約款に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審における専属的合意管轄裁判所とします。

（協議）

第24条 本約款において疑義が生じた場合、お客様と当社の双方にて協議の上、合意したところに従って解決するものとします。

雑記

条文中にある「Verona」は網屋の登録商標です。（登録商標第5652017号）

附則

この契約約款は、令和5年6月1日から実施します。

附則（令和5年7月10日改定 2023-000372）

（内容）

- ・ Verona SASEをサービスに追加しました。
- ・ 契約要件を整理・追記しました。

附則（令和7年3月10日改定 2024-001518）

（内容）

- ・ 契約種類、サービス毎の契約期間、引き渡し、保証等について整理、修正、追記しました。
- ・ サービス料金について料金表を廃止し、個別見積による提示に変更しました。
- ・ 買取契約において、解約後の再契約オプションを追加しました。

以上